

大磯町監査公表第 2 号

## 監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 橋本 秀彦

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類 定期監査

### 2. 監査の対象部課等 都市建設部河川・下水道課

### 3. 監査の範囲及び事務 令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された令和7年度の財務(下水道事業会計・一般会計)に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施期間 令和7年12月1日から令和8年1月15日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目 令和7年度大磯町監査基本計画に基づき、財務(下水道事業会計・一般会計)に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である河川・下水道課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

### 6. 所掌事務の概要 公共下水道事業の計画、調査及び進行管理、予算の調整及び執行管理並びに決算、設計、施行及び監督、財政計画、資金計画及び統計、相模川流域下水道との連絡調整、公共下水道施設の維持管理、災害復旧、河川の新設、改良及び維持管理、災害復旧及び水防、下水道運営審議会の庶務、下水道台帳の整備保管及び資産の記録管理、公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の賦課及び徴収、排水設備設置工事に係る受付、審査、指導及び検査、普及促進及び工事資金の貸付あっせん並びに助成、下水道指定工事店及び排水設備責任技術者の資格登録並びに連絡調整に関することを行っている。

### 7. 監査の結果 令和7年度に係る財務(下水道事業会計・一般会計)に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。